

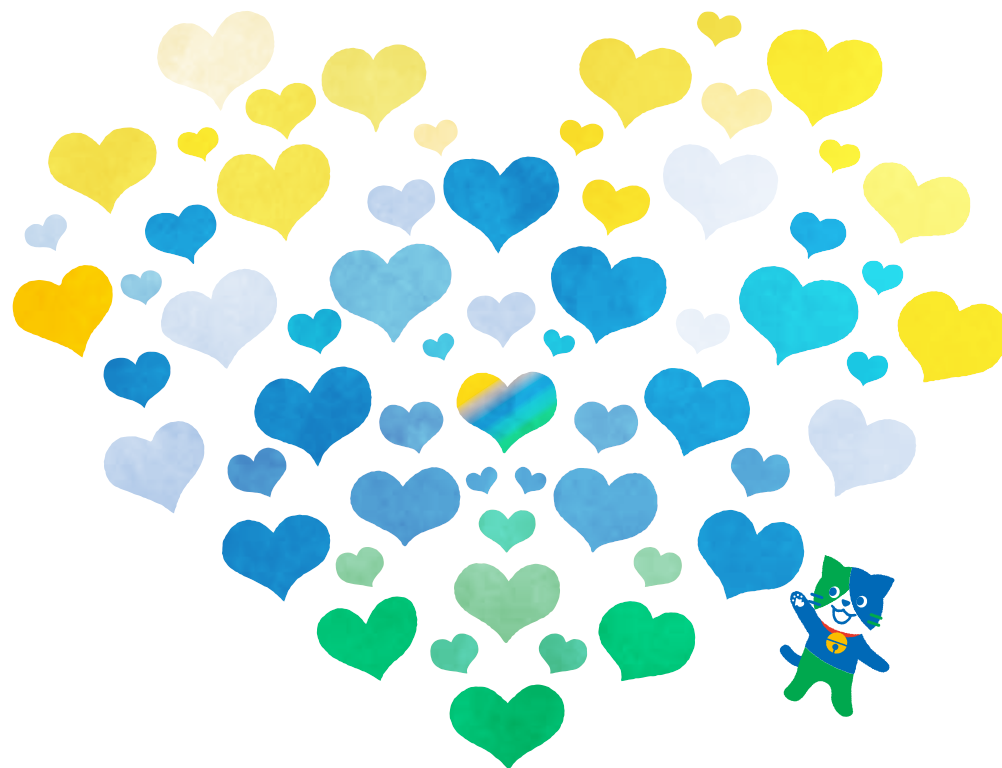


フォローしてね

本協会ホームページ、
公式ツイッターアカウントでは、
各種セミナー情報など最新の
お役立ち情報を随時更新しています。



令和4年度 中小企業のみなさまへ 信用保証 ガイドブック



中小企業・小規模事業者のみなさまへ

この冊子は、中小企業・小規模事業者のみなさまに分かりやすく、
私たち愛知県信用保証協会の利用方法をまとめたものです。
信用保証をぜひともご活用いただき、事業の安定と発展にお役立てください。



信用保証協会とは

中小企業・小規模事業者のみなさまが、金融機関から事業に必要な資金の融資を受けるとき、その保証人となり、借入をスムーズにする公的機関※です。創業、事業承継におけるさまざまな経営に関するご相談もお受けしています。

全国に51の信用保証協会があり、各地域に密着し、業務を行っています。

※信用保証協会は、信用保証協会法に基づいて設立された公的機関です。

愛知県内の中小企業のうち約8万企業が愛知県信用保証協会を利用しています。

協会を利用するメリット

メリット
1

金融機関からの借入れがスムーズに進みます。

公的機関である協会が保証人となることで、金融機関からの借入れがスムーズに進みます。

メリット
2

原則として、担保・法人代表者以外の連帯保証人は不要です。

メリット
3

協会と連携した県・市融資制度※のご利用ができます。

※ 通常よりも低い保証料率でかつ原則固定金利のため計画的な返済が可能です。
また、一部の市町村では保証料等に対する助成制度が設けられています。

メリット
4

さまざまな経営支援を受けられます。

中小企業診断士等の専門スタッフを中心に、みなさまの創業支援・経営改善等のお手伝いをします。



INDEX

● 信用保証制度とは？

信用保証制度のしくみ P01

● 申込みの方法は？

申込窓口/一般的な申込みの流れ P03

申込み時に必要な書類/個人情報保護について P04

● 保証の対象は？

保証の対象となるかた P05

ご利用いただけないかた/保証の対象となる資金 P06

● 責任共有制度とは？

責任共有制度 P07

● 保証料とは？

保証料 P08

保証料の計算 P09

● 「経営者保証に関するガイドライン」への対応について P11

● どんな制度があるの？ P12

● 万が一に備えて P22

● 経営支援をお求めのかたへ P23

▶ ライフステージごとの保証制度 ・経営支援は以下のイメージ図をご覧ください。

● ご検討ください

保証協会団体信用生命保険制度のご案内 P29

● ご利用にあたって

ご注意ください!! P30

愛知県融資制度の取扱金融機関 P31

相談窓口 P32

お問い合わせ窓口 P33



あなたに「ぴった り」のサポートを

創業時、事業承継時など、中小企業・小規模事業者のみなさまが直面する課題の解決 をお手伝いするため、さまざまな保証制度・経営支援メニューをご用意し、ライフステージごとの切れ目のないサポートを行っています。



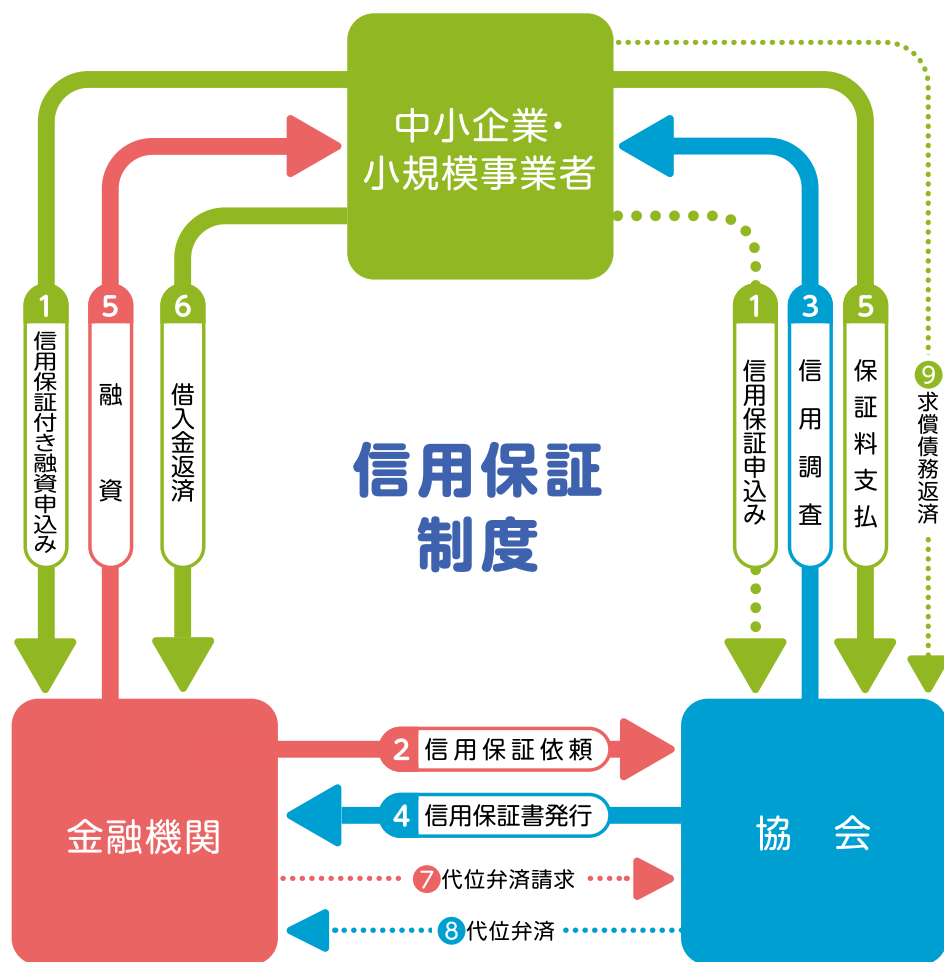


信用保証制度とは？

信用保証制度のしくみ

信用保証制度とは、中小企業・小規模事業者のみなさまが金融機関から事業に必要な資金の融資を受けるとき、協会が保証人となって借入れをスムーズにし、事業の成長を金融の側面から支援する制度です。

信用保証制度のしくみは、次のとおりです。



1 中小企業・小規模事業者

金融機関に信用保証委託申込書により申込みをします。
協会へ直接保証申込みをすることもできます。
(一部の保証制度においては、愛知県内の市町村の商工担当課、
商工会議所・商工会・愛知県商工会連合会でも申込みできます。)

2 金融機関

協会に信用保証の依頼をします。

3 協会

中小企業・小規模事業者のみなさまの
信用調査をします。(保証審査)

4 協会

審査の結果、信用保証を適当と認めた場合は、保証を
引き受けし、金融機関に対して信用保証書を発行します。

5 金融機関

信用保証書に基づいて融資をします。

5 中小企業・小規模事業者

金融機関を通じて所定の保証料を協会へ支払います。

6 中小企業・小規模事業者

借入契約にしたがって金融機関へ借入金を返済します。

7 金融機関

万が一、中小企業・小規模事業者のみなさまが
倒産等によって借入金の返済ができなくなった場合、
協会に対して残債務の支払いを請求します。

8 協会

請求に基づき、借入金の残債務を金融機関に
支払います。(代位弁済)

9 中小企業・小規模事業者

代位弁済によって返済義務がなくなるわけでは
ありません。代位弁済後は、金融機関ではなく、
協会に返済することとなります。(求償)



申込みの方法は？

★申込みの前にご相談いただけます。相談窓口についてはP32をご参照ください。

申込窓口

愛知県信用保証協会

本店または支店
(P33、34参照)

金融機関

県内に店舗があるほぼすべての金融機関
銀行、信用金庫、信用組合等
(愛知県融資制度取扱金融機関はP31参照)

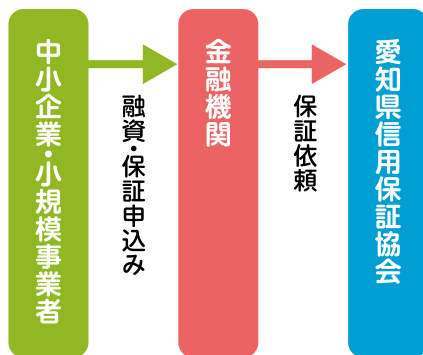
市町村の商工担当課

商工会議所・商工会・愛知県商工会連合会

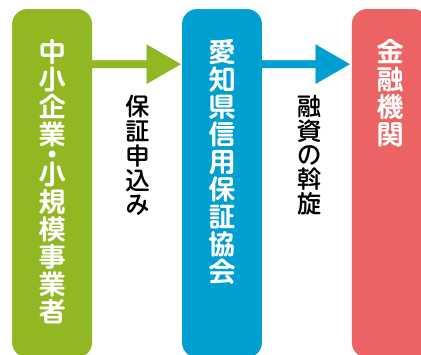
(注) 市町村、商工会議所・商工会・愛知県商工会連合会からの申込みは、一部の保証制度に限られます。

一般的な申込みの流れ

●金融機関を通じて申込む場合



●協会に直接申込む場合



▶ 申込みから借入れまでの流れ



申込み時に必要な書類



- 信用保証委託申込書
- 印鑑証明書の写し
- 個人情報の取扱いに関する同意書
- 確定申告書・決算書の写し(2期分) 財産状況(貸借対照表)の作成を省略している場合は、任意の用紙に記入のうえ、添付してください。
- 許可等を要する事業を営んでいる場合は、許可証等の写し
- 設備資金の場合は、計画を証する見積書、契約書等の写し
- 法人の場合は、商業登記にかかる登記事項証明書の写し
- 不動産担保を提供いただく場合は、不動産登記にかかる登記事項証明書、固定資産評価証明書、公図、建物図面、各階平面図の写し等

上記のほか、保証制度等により提出していただく書類があります。
また、貸付実行時には、信用保証委託契約書の作成・提出が必要となります。

個人情報保護について

信用保証付き融資のご利用にあたって、ご提供いただいたお客様の個人情報は、金融機関とともに適切に管理し、法律に定められた一定の場合を除き、あらかじめお客様の同意を得ることなく、第三者に提供することはありません。

ただし、関係機関には、信用保証制度の適切な維持、運営等のため、必要に応じお客様の個人情報を提供させていただく場合がありますが、これらの関係機関においても、利用目的の範囲を超えて、個人情報を取り扱うことはありません。

本協会では、個人情報保護宣言を制定し、適正な個人情報の保護に努めています。詳しくは、本協会ホームページをご覧ください。

また、本協会では、お客様のマイナンバー(個人番号)を取得することはありません。



保証の対象は？

保証の対象となるかた

法人の場合は本店※¹または事業所のいずれかを、個人事業者の場合は住居※²または事業所のいずれかを愛知県内に有し、事業を営んでいる個人事業者、会社、医業を主たる事業とする法人(以下「医療法人等」といいます。)、特定非営利活動法人(NPO法人)、組合等

★ これから事業をはじめるかたを対象とした保証制度もあります。(P13参照)

※¹ 本店とは、単なる登記上の所在地というだけでなく、事業実態があることが必要です。

※² 住居とは、単なる住民登録上の住所というだけでなく、原則として現に居住していることが必要です。

小売業(飲食店を含みます。)

資本金
5,000万円以下
または
常時使用の従業員
50人以下



サービス業

資本金
5,000万円以下
または
常時使用の従業員
100人以下



卸売業

資本金
1億円以下
または
常時使用の従業員
100人以下



製造業等

資本金
3億円以下
または
常時使用の従業員
300人以下



医療法人等

常時使用の従業員
300人以下



- (注1) ゴム製品製造業、ソフトウェア業、情報処理サービス業、旅行業、旅館業を営む個人事業者または会社については、資本金、従業員数の制限を拡大しています。
- (注2) 会社とは、合名会社、合資会社、合同会社、株式会社(特例有限会社を含みます。)および土業を規定する法律に基づく法人をいいます。
- (注3) 組合の場合は当該組合が保証対象事業を営むことまたはその構成員の3分の2以上が保証対象事業を営んでいることが必要です。

ご利用いただけないかた

営んでいる業種や組織形態等によっては、信用保証の対象とならない場合があります。

● 業種等

農業(一部の保証制度を除きます。)、林業、漁業、一部の遊興娯楽業、金融業、学校法人、宗教法人、非営利団体(医療法人等およびNPO法人を除きます。)等、その他本協会が支援するのは難しいと判断した業態です。

● その他

- 1 許可等を要する事業を営むかたで、許可等を受けていないかた
- 2 税金等を滞納し、完納の見通しが立たないかた
- 3 手形、小切手について不渡りがあるかたおよび銀行取引停止処分を受けているかた
(法人の場合は、代表者を含みます。第1回不渡り発生後、6か月を経過した場合など事業継続に問題のないかたを除きます。)
- 4 電子記録債権について支払不能があるかたおよび取引停止処分を受けているかた
(法人の場合は、代表者を含みます。第1回支払不能発生後、6か月を経過した場合など事業継続に問題のないかたを除きます。)
- 5 協会の代位弁済先で、求償債務が残っているかた(求償権消滅保証の対象となるかたを除きます。)
- 6 借入れについて、返済を延滞しているかた
- 7 休眠会社
- 8 会社更生、民事再生等法的整理または私的整理手続中(申立中を含みます。)のかた
(事業再生保証の対象となるかたを除きます。)
- 9 保証申込みについて、金融斡旋屋等の第三者が介在しているかた

上記のほか、総合的な判断の結果、ご利用いただけない場合があります。

保証の対象となる資金

事業経営に必要な運転資金と設備資金

(注1) 生活資金、住宅資金、投機資金等にはご利用できません。

(注2) 原則として、旧償振替資金(本協会の信用保証付き以外の借入金返済資金)にはご利用できません。

(注3) 設備資金の場合は、借入後に領収書等設備導入が客観的に確認できる資料の写しの提出が必要です。



責任共有制度とは？

責任共有制度

● 目的

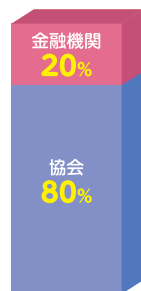
信用保証付き融資について、協会と金融機関とが適切な責任共有を図り、両者が連携して、中小企業・小規模事業者のみなさまを支援することを目的としています。

● 負担割合

原則として、協会が80%、金融機関が20%の割合で責任を共有しています。



責任共有制度



責任共有制度対象外



● 責任共有制度の対象

原則として、すべての保証が責任共有制度の対象となりますが、一部例外的に除外される保証があります。

対象から除外される主な保証

- 経営安定関連保証(セーフティネット保証)1号～4号、6号にかかる保証
- 災害関係保証
- 危機関連保証
- 創業関連保証(再挑戦支援保証を含みます。)
- 小口零細企業保証



保証料とは？

保証料

信用保証利用の対価として、金融機関を通じて所定の保証料を協会へお支払いいただきます。

協会がいただくのは、保証料だけです。用紙代、斡旋料、謝礼金等は一切不要※です。

保証料は、借入金額、保証料率、保証期間、返済方法によって決まります。

保証料のお支払方法は、一括と分割があります。分割をご希望のかたは、保証(条件変更)申込み時にお申出ください。

※ 借入時には、別途金融機関に支払う利息、契約時の印紙代などが必要となります。

● 保証料率の体系

原則として保証料率は、中小企業・小規模事業者のみなさまの財務状況に応じ、9段階に区分された弾力料率体系が適用されます。

区分は、中小企業信用リスク情報データベース(CRD)により決算内容を評価し、一定の定性要因(非財務要因)を加味して、決定されます。

ただし、経営安定関連保証(セーフティネット保証)等一部の保証には、一律の保証料率が適用されます。

(注) 各保証の保証料率は、本協会ホームページをご覧ください。

一般料率

(単位 年率%)

料率区分	1	2	3	4	5	6	7	8	9
保証料率	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45

会計参与設置会社に対する割引

会計参与を設置している会社は、保証料率を0.10%割り引きします。

担保割引

弾力料率が適用される保証および一部保証制度において、不動産等の担保を提供いただく場合は、保証料率を0.10%割り引きします。



保証料とは？

保証料の計算

保証料は、次の式により計算します。なお、円未満の端数は、切捨てます。

(1) 月数保証 (保証期間を月数で定めた保証) の場合

① 期日一括返済のとき

$$\text{貸付金額} \times \text{保証料率} \times \frac{\text{保証期間(月)}}{12}$$

② 分割返済のとき

据置期間、据置金額がない場合

$$\text{貸付金額} \times \text{保証料率} \times \frac{\text{保証期間(月)}}{12} \times \text{分割返済回数別係数}$$

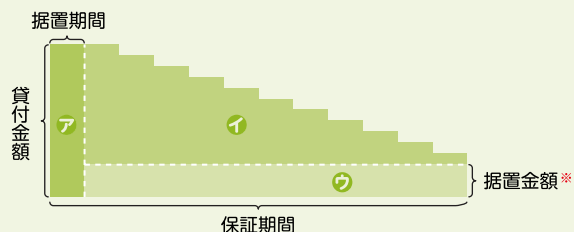
据置期間、据置金額がある場合 (次の㉗～㉙の合計となります。)

$$\text{㉗} \text{ 貸付金額} \times \text{保証料率} \times \frac{\text{据置期間(月)}}{12}$$

$$\text{㉘} \text{ (貸付金額} - \text{据置金額)} \times \text{保証料率} \times \frac{(\text{保証期間(月)} - \text{据置期間(月)})}{12} \times \text{分割返済回数別係数}$$

$$\text{㉙} \text{ 据置金額} \times \text{保証料率} \times \frac{(\text{保証期間(月)} - \text{据置期間(月)})}{12}$$

分割返済 保証料計算 イメージ



※ 最終回の返済額が最終回の直前回の返済額の2倍を超える場合における最終回の返済額と直前回の返済額の差のこと

分割返済回数および返済方法に応じて、次の分割返済回数別係数を適用します。

分割返済回数	均等分割返済の場合	不均等分割返済の場合
6回以下	0.70	0.77
7回以上12回以下	0.65	0.72
13回以上24回以下	0.60	0.66
25回以上	0.55	0.61

(2) 確定日保証 (貸付予定日および最終返済期日を定めた保証) の場合

① 期日一括返済のとき

$$\text{貸付(割引)金額} \times \text{保証料率} \times \frac{\text{保証期間(日)}}{365}$$

② 分割返済のとき

計算方法は、(1) ②と同様ですが、保証期間は、貸付予定日の翌日から最終返済期日までの日数となります。

③ 根保証のとき

$$\text{貸付(割引・貸越)極度額} \times \text{保証料率} \times \frac{\text{保証期間(日)}}{365}$$

期日一括返済および根保証 保証料計算イメージ



(3) 計算例

貸付金額1,200万円・保証料率1.15%・保証期間24か月

$$\bullet \text{ 期日一括返済のとき}$$

$$\text{保証料} = 12,000,000 \text{円} \times 1.15\% \times \frac{24(\text{月})}{12} = 276,000 \text{円}$$

$$\bullet \text{ 均等分割返済のとき}$$

$$\text{据置期間、据置金額がない場合 (分割返済回数別係数0.60)}$$

$$\text{保証料} = 12,000,000 \text{円} \times 1.15\% \times \frac{24(\text{月})}{12} \times 0.60 = 165,600 \text{円}$$



本協会ホームページで、保証料シミュレーションが可能です。





「経営者保証に関するガイドライン」への対応について

「経営者保証に関するガイドライン※」とは、中小企業・小規模事業者等の経営者による個人保証(以下「経営者保証」といいます。)に関する契約時および履行時等の対応について、関係者間の自主的なルールを定めたものです。本協会は、本ガイドラインの趣旨を尊重し、適切な対応を実施しています。

※ 本ガイドラインの詳細については、
日本商工会議所(<https://www.jcci.or.jp/>)または
全国銀行協会(<https://www.zenginkyo.or.jp/>)の
各ホームページをご参照ください。

本協会の対応について

次の要件や法人と経営者との関係の分離状況等を踏まえて、経営者保証を不要として取り扱う運用を行っています。

● 金融機関連携型

申込金融機関が、信用保証の付かない融資について経営者保証を不要としている場合であって、債務超過でなく赤字でない等の要件を満たしている場合

● 財務型

「財務要件型無保証人保証※」を利用する場合

※ 自己資本比率20%以上等、一定の財務要件があります。

● 担保型

企業または経営者本人が所有する不動産について担保提供があり、十分な保全が図られる場合



どんな制度があるの？

中小企業・小規模事業者のみなさまの多様な資金ニーズに応えるため、さまざまな保証制度をご用意しています。

(令和4年4月1日の情報です。)

これから事業をはじめるかたへ

P13 P14 P15

借入枠を確保し、必要な資金を必要ときに

P15 P16

小規模企業者のかたへ

P17 P18

一時的な資金が必要ときに

P19

経済環境の変化により、利益が落ち込んでいるときに

P20

新型コロナウイルスの影響を受けたかたへ

P21

(注) 原則として、保証合計額が8,000万円を超える場合または保証期間が10年を超える場合は、愛知県内の不動産、有価証券などの担保が必要です。



経済環境適応資金 創業等支援資金

愛知県融資制度
責任共有制度対象外

カン ソウ
環創

対象となるかた

- 事業を営んでいない個人で、1か月以内に個人でまたは2か月以内に会社を設立して、県内において事業を開始しようとする具体的計画を有しているかた
- 事業を営んでいない個人が、個人または会社で、県内において事業を開始し、その事業を開始した日から5年を経過していないかた など

ポイント

融資限度額	3,500万円			
融資期間	1年超3年以内	3年超5年以内	5年超7年以内	7年超10年以内 (設備資金のみ)
貸付利率	年0.8%	年0.9%	年1.0%	年1.1%
貸付形式	証書貸付			
返済方法	均等分割返済 1年以内の据置が可能 (設備資金の3年超～7年は2年以内、7年超～10年は3年以内)			
担保	不要			
連帯保証人	原則として法人代表者以外不要			
保証料率	年0.68%			

必要書類
制度独自のもの

- 所定の創業計画書 ● 借入金を証する書面の写し
- 住民票または運転免許証の写し ● 定款の写し
- 3年度分の所得証明書または課税証明書の写し ● 登記事項証明書の写し
- 開業届出書の写し

- 商工会議所・商工会または愛知県商工会連合会へも申込みできます。
- 認定特定創業支援事業により、支援を受けたかたが対象となる、要件を緩和した取扱いもあります。

一般的な申込みから借入までの流れ(創業資金の場合)

申込み

調査

本協会の担当者をご自宅または開業される場所へ伺います。
(本協会へお越しいただく場合もあります。)

審査

調査結果に基づき、保証の諾否を決定します。

内諾

保証の取扱いが可能であり、信用保証書発行に向けて整えていただく内諾条件がある場合、条件をお伝えします。

連絡

本協会の担当者へ内諾条件が完備できる日をご連絡いただきます。

内諾条件の確認

本協会の担当者が事業着手を確認し、内諾条件完備の確認をします。
また、許認可事業の場合は、許可等の取得状況を確認します。

保証書発行

協会から金融機関へ信用保証書を発行します。

借入れ

金融機関で借入手続きを行っていただきます。

日本政策金融公庫と協調したサポートも可能です。

金融機関・保証協会・日本政策金融公庫の三者連携での支援も行っています。

創業後も継続してサポートします。

創業後間もない中小企業・小規模事業者のみなさまに対して、事業の状況を定期的にお伺いするなど、創業後も継続してサポートします。専任担当者がお客様のところへ直接訪問し、経営課題についてのご相談をお受けします。また、必要に応じ専門相談窓口を紹介するなどの支援も行っています。

女性経営者支援チームアイリス ☎ 0120-454-877

これから創業をお考えの女性や女性経営者のみなさまに対して、女性職員のみで構成されたチーム「アイリス」が、女性ならではの視点を活かしてサポートします。



どんな制度があるの？ 借入枠を確保し、必要な資金を必要ときに

あらかじめ利用可能な金額を枠として定めておくことで、その枠の範囲内で必要な時に必要な金額を反復・継続して利用が可能！

創業者カードローン 当座貸越根保証

ソウカ
Souca

創業後
5年未満のかたに
おすすめ！



対象となるかた

- 申込金融機関に事業取引にかかる口座がある創業後5年未満の中小企業者(個人、会社、医療法人等、特定非営利活動法人(NPO法人)、企業組合、協業組合)

当座貸越(貸付専用型)根保証、 事業者カードローン当座貸越根保証

対象となるかた

- 次の要件を満たす中小企業者(個人、会社、医療法人等、特定非営利活動法人(NPO法人)、企業組合、協業組合)

ポイント

融資限度額 300万円(50万円以上)

融資期間 1年間

貸付利率 金融機関所定

担保 不要

連帯保証人 原則として法人代表者以外不要

(単位 年率%)

保証料率	料率区分	1	2	3	4	5	6	7	8	9
	保証料率	1.62	1.49	1.32	1.15	0.98	0.85	0.68	0.51	0.39

必要書類

制度独自のもの

創業者カードローン当座貸越根保証にかかる金融機関推薦書(決算期末到来の場合は、創業計画書等の事業計画に関する資料および創業したことがわかる資料)

ポイント

当座貸越(貸付専用型)根保証

事業者カードローン当座貸越根保証

資格要件

次の①から③のすべての要件を満たすかた

個人・法人共通

①同一事業の業歴が3年以上で2期以上の確定申告を行っている。②取扱金融機関との与信取引が6か月以上ある。

個人

③次のいずれかに該当
ア 最近の確定申告が青色申告であり、申告所得300万円以上を計上し、自宅または店舗等の不動産を自己所有
イ 最近の確定申告が青色申告であり、申告所得100万円以上を計上(有担保保証の場合に限ります。)
ウ 本協会における保証料率区分が5(有担保保証の場合は4)以上

③次のいずれかに該当
ア 最近の確定申告が青色申告であり、申告所得を計上し、自宅または店舗等の不動産を自己所有
イ 本協会における保証料率区分が5以上

法人

③本協会における保証料率区分が5(有担保保証の場合は4)以上

③本協会における保証料率区分が5以上

当座貸越(貸付専用型)根保証

事業者カードローン当座貸越根保証

融資限度額

2億8,000万円(100万円以上)

2,000万円(100万円以上)

融資期間

1年間または2年間

貸付利率

金融機関所定

担保

原則として、
8,000万円以下は不要

原則として不要

連帯保証人

原則として法人代表者以外不要

(単位 年率%)

保証料率

料率区分	1	2	3	4	5	6	7	8	9
保証料率	1.62	1.49	1.32	1.15	0.98	0.85	0.68	0.51	0.39

小規模企業等振興資金 小口資金 シン ショウ 振小

愛知県融資制度
責任共有制度対象外

対象となるかた

- 従業員20人(宿泊業および娯楽業を除く商業・サービス業は5人)以下の中小企業者(個人、会社、医療法人等、企業組合等※1)

※1 企業組合等については、事業協同小組合および協業組合を含みます。

対象
従業員
20人

小規模企業等振興資金 通常資金 シン 振

愛知県融資制度

対象となるかた

- 従業員50人(商業・サービス業は30人)以下の中小企業者(個人、会社、医療法人、特定非営利活動法人(NPO法人)、企業組合)

対象
従業員
50人

ポイント

融資限度額

融資期間

貸付利率

貸付形式

返済方法

担保

連帯保証人

保証料率

2,000万円（既存の信用保証付き融資残高との合計が2,000万円の範囲内となる保証に限り）

3年以内	3年超5年以内	5年超7年以内	7年超10年以内 (設備資金のみ)
年1.1%	年1.2%	年1.3%	年1.4%

証書貸付、手形貸付、手形割引、電子記録債権割引

均等分割返済または一括返済 1年以内の据置が可能

原則として不要

原則として法人代表者以外不要

(単位 年率%)

料率区分	1	2	3	4	5	6	7	8	9
保証料率	1.83	1.65	1.49	1.34	1.14	0.94	0.78	0.62	0.46

必要書類

制度独自のもの

納税証明書類(所得税[法人の場合は法人税]、事業税、県民税、市町村民税)の写し※2

※2 受付機関において納付が確認できる場合は、添付省略可

保証申込先

- 名古屋市内に事業所があるかた 愛知県信用保証協会または取扱金融機関の名古屋市内各店舗
- 名古屋市外に事業所があるかた 事業所の所在する市町村の商工担当課または市町村の指定する金融機関店舗(最寄りの商工会議所・商工会からも申込みできます。)

ポイント

融資限度額	5,000万円									
融資期間	1年超3年以内		3年超5年以内		5年超7年以内		7年超10年以内 (設備資金のみ)			
貸付利率	年1.3%		年1.4%		年1.5%		年1.6%			
貸付形式	証書貸付									
返済方法	均等分割返済 1年以内の据置が可能									
担保	原則として不要									
連帯保証人	原則として法人代表者以外不要									
保証料率	(単位 年率%)									
	料率区分	1	2	3	4	5	6	7	8	9
	保証料率	1.74	1.56	1.40	1.25	1.05	0.85	0.69	0.53	0.38

必要書類

制度独自のもの

納税証明書類(所得税[法人の場合は法人税]、事業税、県民税、市町村民税)の写し※

※ 受付機関において納付が確認できる場合は、添付省略可

保証申込先

- 名古屋市内に事業所があるかた 取扱金融機関の名古屋市内各店舗
- 名古屋市外に事業所があるかた 事業所の所在する市町村の指定する金融機関店舗(最寄りの商工会議所・商工会からも申込みできます。)



経済環境適応資金 短期(サポート資金)

愛知県融資制度

カンタン
環短



対象となるかた

- 一時的な資金を必要とする中小企業者※

※ 法人については、流動比率または当座比率が100%以下であることが必要です。

ポイント

融資限度額 3,000万円(運転資金のみ)

融資期間 1年以内

貸付利率 金融機関所定(固定)

貸付形式 証書貸付、手形貸付、手形割引、電子記録債権割引

返済方法 均等分割返済または一括返済

担保 原則として不要

連帯保証人 原則として法人代表者以外不要

(単位 年率%)									
料率区分	1	2	3	4	5	6	7	8	9
保証料率	1.74	1.56	1.40	1.25	1.05	0.85	0.69	0.53	0.38



サポート資金「短期」に関する説明書

経済環境適応資金 経済対策特別(サポート資金)

愛知県融資制度

カン
トフ
環特



対象となるかた

- 最近3か月間※の月平均売上高総利益額が、前年同期または2年前同期に比べて3%以上減少している中小企業者

※ 「最近3か月間」とは、最も遡って、申込日の属する月の前月の前年同月を始期とする任意の3か月間をいいます。
(例:令和4年6月に申込みを行う場合、最も遡って令和3年5月から起算して3か月間(5月、6月、7月)とすることが可能。)

ポイント

融資限度額 1億円

融資期間	1年超3年以内	3年超5年以内	5年超7年以内	7年超10年以内
貸付利率	年1.2%	年1.3%	年1.4%	年1.5%

貸付形式 証書貸付

返済方法 均等分割返済 1年以内の据置が可能

担保 原則として不要

連帯保証人 原則として法人代表者以外不要

(単位 年率%)									
料率区分	1	2	3	4	5	6	7	8	9
保証料率	1.74	1.56	1.40	1.25	1.05	0.85	0.69	0.53	0.38



売上高総利益額減少に関する取扱金融機関の証明書

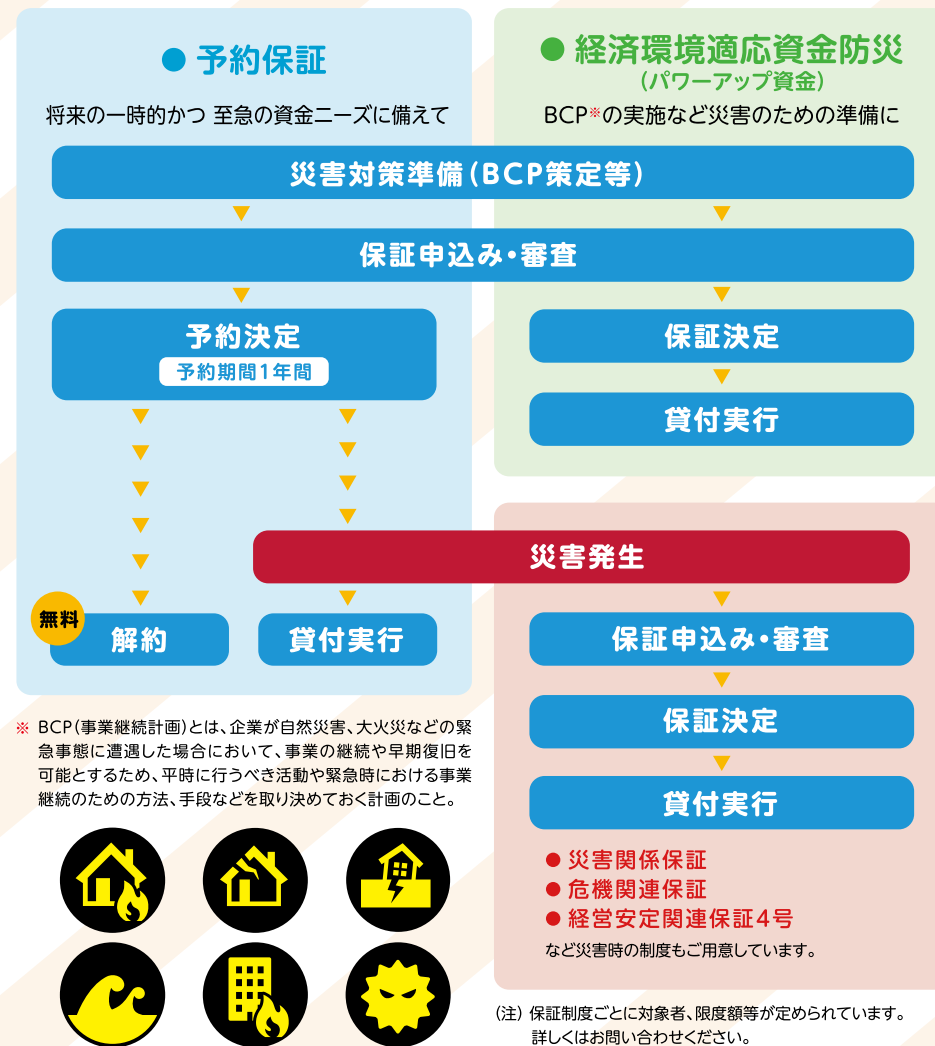


万が一に備えて

自然災害や大火災、新型コロナウイルス感染拡大などの緊急事態に対応するには、「事前の備え」が大切です。

本協会では、みなさまの万が一をサポートするためのさまざまな制度をご用意しています。

▶ ご利用イメージ



どんな制度があるの? 新型コロナウイルスの影響を受けたかたへ

令和5年3月31日申込受付分まで

責任共有制度対象外※1

伴走支援型特別保証 伴走特別

● 次の要件のうちいずれかに該当し、かつ経営行動に係る計画を策定した中小企業者

要件1	セーフティネット保証4号の認定※2(新型コロナウイルス感染症に係るものに限る)を受けていること
要件2	セーフティネット保証5号の認定※2(売上高等の減少を要因とするものに限る)を受け、かつ次のいずれかに該当すること ①売上高等減少率が15%以上であること ②最近1か月間に対応する前年同月の売上高が令和2年1月29日時点における直近の決算の月平均売上高等と比較して15%以上減少していること
要件3	次のいずれかに該当すること ①最近1か月間の売上高が前年同月の売上高と比較して15%以上減少していること ②最近1か月間の売上高が前年同月の売上高と比較して5%以上減少し、かつ前年同月の売上高が令和2年1月29日時点における直近の決算の月平均売上高等と比較して15%以上減少していること

※1 上記要件2, 3の場合は責任共有制度対象となります。

※2 所在地を管轄する市町村長による認定。所在地が名古屋市内の場合の認定機関は、名古屋市中企業振興センター(☎052-735-2100)となります。

対象となるかた

ポイント

融資限度額	6,000万円
融資期間	10年以内 (一括返済の場合は1年以内)
貸付利率	金融機関所定 (愛知県融資制度を利用した場合は、年1.4%以内の固定金利が適用されます。)
貸付形式	証書貸付または手形貸付
返済方法	一括返済または分割返済 (5年以内の据置が可能)
担保	原則として不要
連帯保証人	原則として法人代表者以外不要

要件1、2の場合 年0.85%
ただし、国からの当初保証料補助により実質負担は年0.20%

要件3の場合

(単位 年率%)

料率区分	1	2	3	4	5	6	7	8	9
保証料率	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45
補助	0.75	0.75	0.70	0.65	0.55	0.50	0.40	0.30	0.25

必要書類
制度独自のもの

● 市町村長の認定書 ● 経営行動計画書 (要件2-②、要件3の場合は売上高減少要件確認書)

(注) 本制度における経営者保証免除対応を適用する場合は、上記書類に加えて「経営者保証免除対応確認書」が必要です。なお、この場合、保証料率は年0.20%上乗せとなります。(上乗せ分も補助の対象)



経営支援をお求めのかたへ

本協会では、中小企業のみなさまの経営課題の解決をお手伝いするため、次の取組を無料で行っています。お気軽にご相談ください。

経営支援に関する相談窓口 経営支援部経営支援課 ☎052-454-0516

受付時間：平日 午前9時～午後5時まで

資金繰りの管理を行いたい

本協会の職員が資金繰り表の作成をお手伝いするとともに、経常収支の改善策等を一緒になって検討いたします。

企業の健康診断を受けたい

● ローカルベンチマークの策定支援

本協会の中小企業診断士の資格を有する職員等が企業の健康診断ツールである「ローカルベンチマーク」の策定をお手伝いします。

ローカルベンチマーク策定後は、ご要望に応じ、経営デザインシートを活用し、事業の将来を構想する(デザイン)お手伝いもいたします。



詳しくは、こちらをご覧ください。

● McSSの提供

一般社団法人CRD協会が構築した全国100万社を超える財務データベースであるCRDを活用した財務診断ツールです。ご利用は、法人のお客様に限られます。



詳しくは、こちらをご覧ください。

専門家に相談したい

本協会の職員が、お客様の経営課題をお伺いし、次の中から、最適な支援メニューを提案します。どのメニューもお客様の費用負担はありません。

個別診断

経営全般に関する診断

中小企業診断士が3回訪問のうえ、客観的な視点で現状分析を踏まえた経営課題の抽出を行うとともに、具体的な解決策をアドバイスします。

経営改善計画等策定診断

経営改善計画等の策定支援

中小企業診断士が6回訪問のうえ、改善に向けた施策、アクションプラン、数値計画を取りまとめた経営改善計画の策定をお手伝いします。

ワンポイントアドバイス

具体的なお悩みに対するアドバイス

具体的な経営のお悩みに対して、その道のプロが具体的な解決策を提案します。

ロカベン策定支援

企業の健康診断ツールの活用支援

本協会の職員が企業の健康診断ツールである「ローカルベンチマーク」を活用し、自社の「見える化」をお手伝いします。

ピンポイント法律相談

弁護士による法律問題に対するアドバイス

弁護士が経営上の法律問題に対してアドバイスします。(1回60分)

他機関の紹介

専門性の高いアドバイス

よろず支援拠点等他の支援機関が実施する経営支援メニューをご紹介します。

詳しくは、こちらをご覧ください。



女性経営者支援チームアイリス

これから創業をお考えの女性や女性経営者、女性を主な顧客とする事業の経営者(以下「女性経営者」といいます)のみなさまに対し、女性ならではの視点を活かしたきめ細やかなサポートを行います。

- 創業や経営について誰に相談したらいいんだろう...
- 創業って何から始めたらいいのかなあ?
- 事業資金のこと、男性に相談するのはちょっと...

といったお悩みにお応えするため、愛知県信用保証協会では、女性経営者専用の窓口を設置しています。

女性職員が対応いたします。お気軽にご相談ください。

女性経営者専用窓口

 **0120-454-877**

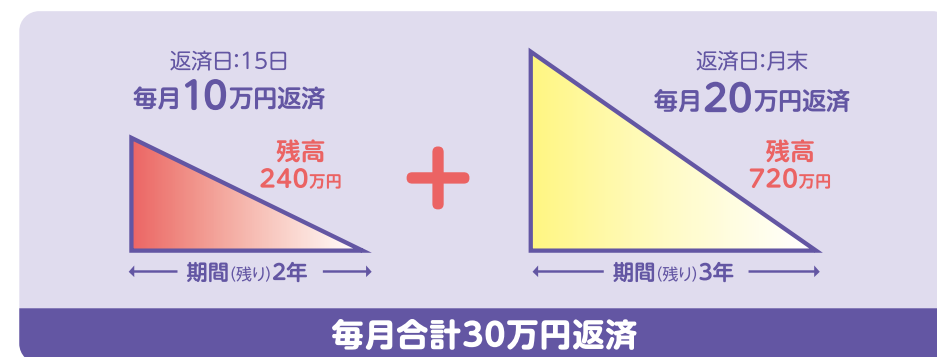
受付時間：平日 午前9時～午後5時まで

アイリスとは、愛知県の県花である、カキツバタの英語名です。カキツバタの花言葉には、「幸せは必ず来る」「希望」「良い便り」「メッセージ」などがあります。「女性経営者にとって有益な情報を提供することを通じて、事業の成功をもたらしたい…」という思いをチーム名に込めました。

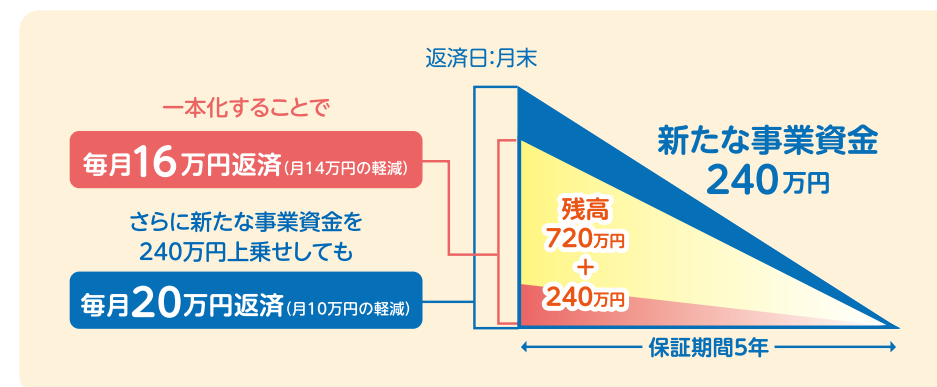


メリット

- ✓ 返済の進んだ複数の信用保証付き融資を一本化し、返済ペースを見直すことで、月々の返済負担の軽減を図ることができます。
- ✓ 借換えにより返済日も同じになるため、資金管理がしやすくなります。
- ✓ 新たな事業資金を上乗せして借換えすることもできます。



2口の信用保証付き融資を一本化



(注1) 責任共有制度対象の保証を、責任共有制度対象外の保証で借換えることはできません。

(注2) 保証の条件は、ご利用の制度により異なります。

(注3) ご利用の制度によっては、借換えができない場合があります。

経営支援をお求めのかたへ 円滑な事業承継をサポート

事業承継の準備には5～10年程度かかるといわれています。

みなさまの大切な会社を未来につなげるために、早めの準備が大切です。

本協会では、事業承継に関するさまざまな課題の解決をサポートするための専用窓口を設置しています。悩んだら、まずはお電話ください！

事業承継サポートデスク ☎052-454-0526

その他、事業承継の準備から計画の策定、実行の段階まで幅広い支援策を取り揃えています。

支援策

① 事業承継セミナー

事業承継に関するセミナーを開催しています。開催情報は、ホームページ、ツイッターで随時更新していますのでご覧ください。

② ローカルベンチマーク策定支援チーム「アイビー」による支援

円滑な事業承継には、経営状況・経営課題等の把握が必要です。本協会の専門チーム「アイビー」が、経営状況を把握するためのツールである「ローカルベンチマーク」を活用しながら、経営の見える化や課題の改善に向けた方向性を明確にできるようお手伝いをします。（ローカルベンチマークの策定支援の詳細は、P23参照）

③ 専門家派遣事業

本協会が実施する専門家派遣事業をご利用いただけます。事業承継に向けた経営課題等の把握（見える化）、経営改善（磨き上げ）、事業承継計画の策定をサポートします。（詳細は、P24参照）

④ 関係機関との連携

みなさまの状況に応じて支援機関（商工会議所・商工会、愛知県事業承継・引継ぎ支援センター等）と連携したサポートを行います。

⑤ 保証制度による資金調達

事業承継を行う会社や後継者個人を対象とした事業承継に関する資金調達にご利用いただける保証制度があります。主な保証制度は、右頁をご覧ください。

本協会では、みなさまの円滑な事業承継を後押しするためのさまざまな保証制度をご用意しています。なお、経営者保証の取扱いについては、事業承継時に焦点を当てた「経営者保証に関するガイドライン」の特則を踏まえた対応を実施しています。

経営者保証でお困りのかたに

▶ 事業承継特別保証 ▶ 経営承継借換関連保証

☒ 経営者保証が不要に

事業承継時の資金に

▶ 事業承継サポート保証「ゆずりは」

☒ 持株会社方式に対応

▶ 経営承継準備関連保証

☒ M&Aに対応

▶ 特定経営承継準備関連保証

☒ 事業を営んでいない個人による買収（EBO）等に対応

事業承継後の資金に

▶ 経営承継関連保証

☒ 会社が対象

▶ 特定経営承継関連保証

☒ 代表者個人が対象

	事業承継特別保証	経営承継借換関連保証	事業承継サポート保証（ゆずりは）	経営承継関連保証	特定経営承継関連保証	経営承継準備関連保証	特定経営承継準備関連保証
こんな時に おすすめ!	経営者保証を 不要とした	経営者保証を 解除したい	持株会社を 活用した承継に	自社株や 事業用資産の 買取りに	後継者個人 による承継に	企業間買収 ・M&Aに	従業員等個人 による承継に
保証対象者	事業会社※2	事業会社※2,4	持株会社※3	事業会社※4 または個人の 中小企業者	代表者個人	会社※4 または個人の 中小企業者	事業を営んで いない個人
認定を 受けるか※1	—	同上	—	同上	事業会社	同上	同上
株式取得資金	●	—	● ※5	● (法人の場合のみ)	●	● ※5	● ※5
事業用資産等 の取得資金	●	—	●	●	●	●	●
借換資金	●	●	—	—	—	—	—

※1 経営承継円滑化法に基づく都道府県知事の認定

※2 一定の財務要件等があります。

※3 後継者が発行済議決権株式総数の3分の2以上を保有していることが必要です。

※4 会社法の株式会社、特例有限会社、合名会社、合資会社または合同会社に限ります。

※5 発行済議決権株式総数の2分の1超を取得する場合に限ります。

事業承継に関する
保証制度の
詳細は、こちら





ご検討ください

安心のプラスワンサービス

保証協会団体信用生命保険制度(協会団信)のご案内

中小企業・小規模事業者のみなさまが、万が一死亡・高度障害といった不測の事態に陥られた場合に、生命保険会社が支払う保険金で信用保証付き融資の残額を弁済します。
協会団信加入の諾否が保証審査に影響を与えることはありません。
申込手續については、各金融機関窓口でご相談ください。

メリット

- ✓ みなさまの事業の維持・安定とともに、ご家族の安心が図られます。
- ✓ 一般の生命保険より割安な特約料(保険料)でご利用いただけます。

● 加入できるかた

次のいずれかに該当し、加入申込日(告知日)現在満20歳以上満71歳未満のかた

- ① 個人事業者本人
 - ② 法人の代表者であって、信用保証付き融資の連帯保証人
- (注) 代表者が複数いる場合および連帯債務者の場合は、そのうちの1名とします。

● 対象となる融資

次の条件を満たす信用保証付きの証書貸付

- ① 金 額 100万円以上1億円以下
- ② 期 間 1年以上
- ③ 返済方法 分割返済

(注) 融資実行後の途中加入はできません。

● 申込書類

- 債務弁済委託契約申込書
- 協会団信申込書兼告知書
- 所定の健康診断結果証明書(申込金額が5,000万円を超える場合等)

● 特約料(保険料)

特約料(保険料)は債務残高をもとに計算され、協会団信申込時に登録された口座から年1回引き落としされます。



ご利用にあたって

ご注意ください!

反社会的勢力の排除について

- 暴力団等の反社会的勢力とは、取引いたしません。
反社会的勢力との関係遮断への取組強化の一環として、保証利用に際し、提出していただく信用保証委託契約書に、「反社会的勢力排除条項」を導入しています。

信用保証協会は、 法律に基づく公的機関です。

- 金融斡旋屋等の第三者が介入・介入した保証申込みは、固くお断りします。
保証のご利用に際しては、保証料以外は一切必要ありません。また、保証料を事前にいただくことはありません。
- 申込手續は、必ずご自身で行ってください。
申込人以外のかた(金融斡旋屋等の第三者)の交渉および同席は、固くお断りします。
- 「信用保証協会」の類似名称を使用した機関、団体には、十分ご注意ください。
「信用保証協会」という名称は、信用保証協会法第3条第2項に基づき主務大臣の設立許可を受けた者以外に使用することはできません。「信用保証協会」の類似名称を使用した機関、団体からの電話、ダイレクトメール等にはくれぐれもご注意ください。そのような機関、団体と本協会とは一切関係ありません。





ご利用にあたって

愛知県融資制度の取扱金融機関

愛知県融資制度(小規模企業等振興資金、一般事業資金、経済環境適応資金)は、次の金融機関の愛知県内の店舗で取扱いできます。

銀行

みずほ	三菱UFJ	三井住友	りそな	横 浜
第四北越	八十二	北 陸	北 國	静 岡
清 水	大垣共立	十 六	三十三	百 五
滋 賀	京 都	関西みらい	山 口	百十四
伊 予	愛 知	名古屋	中 京	

信用金庫

岐 阜	大垣西濃	東 濃	愛 知	豊 橋
岡 崎	いちい	瀬 戸	半 田	知 多
豊 川	豊 田	碧 海	西 尾	蒲 郡
尾 西	中 日	東 春	桑名三重	

信用組合

愛知商銀	豊橋商工	愛知県中央	名古屋青果物	イ オ
------	------	-------	--------	-----

政府系

商工組合中央金庫

農 協

愛知信連



(注) 小規模企業等振興資金における名古屋市内の取扱金融機関の店舗は、県市町村が指定した店舗になります。
★ 一部の市町村では保証料等の助成制度が設けられています(詳細は、事業所のある市町村にご確認ください)。

相談窓口

無料

本協会では、みなさまの金融に関するさまざまなご相談をお受けするため、次の相談窓口を開設しています。相談はすべて無料ですので、お気軽にご相談ください。

受付時間：平日 午前9時～午後5時まで

総合相談窓口

悩んだときは…

金融相談 経営相談 金融機関紹介
☎0120-454-754

新たな借入れのご相談だけでなく、複数の信用保証付き融資の一本化や、売上減少等により返済が難しくなったときの返済条件の変更、金融機関の紹介など、金融全般に関するご相談をお受けします。

女性に相談
したいかたは…

女性経営者専用窓口
☎0120-454-877

これから創業をお考えの女性や女性経営者のみなさまのさまざまなご相談を、女性職員のみで構成されたチーム「アイリス」がお受けします。
女性ならではの視点を活かし、きめ細かなサポートを行っています。

事業承継の
ことなら…

事業承継サポートデスク
☎052-454-0526

事業承継に関するさまざまな課題の解決をサポートするための専用窓口です。
事業承継の準備から計画の策定、実行の段階まで幅広い支援策を取り揃えています。

「スタートアップサポートデスク」 ☎052-454-0520

新技術や新しいビジネスモデルを活用し、新市場の開拓や高成長を目指す事業を創業する予定または創業後5年未満のみなさまをサポートします。

その他、事前予約が必要な窓口もあります。申込方法や開催日程については、ホームページをご覧ください。

土曜相談窓口

平日ご来店できないかたのための窓口です。

出張定例金融相談会

一部の商工会議所・商工会において、定例開催しています。



ご利用にあたって

お問い合わせ窓口

担当区域

お住まいの住所地(法人の場合は本店所在地)を担当区域とする部署にお問い合わせください。

営業時間は、平日午前9時～午後5時までとなります。



担当部署



本店

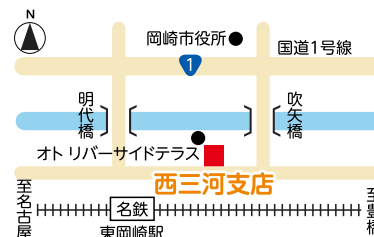
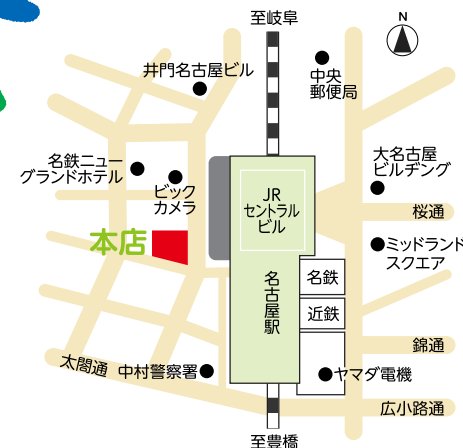
駐車場あり

〒453-8558
名古屋市市中村区椿町7番9号

お客様専用フリーダイヤル

TEL.0120-454-754

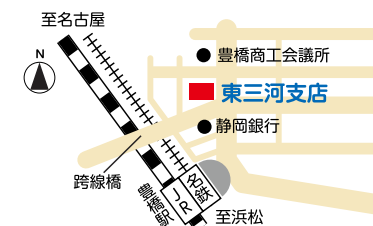
JR名古屋駅新幹線側太閤通口正面
(エスカ地下街 E2出口 出てすぐ)



西三河支店

駐車場あり

〒444-8612
岡崎市上明大寺町2丁目13番地
TEL.0564-25-2430
名鉄東岡崎駅から徒歩3分



東三河支店

駐車場あり

〒440-0076
豊橋市大橋通2丁目125番地
TEL.0532-57-5611
JR・名鉄豊橋駅から徒歩7分
(豊橋商工会議所から南へすぐ)

金融機関担当者のかたへ

申込み・相談をされるかたの住所地(法人の場合は本店所在地)を担当区域とする保証審査担当課にお問い合わせください。

